

「リスク管理制度の総合的な見直しについて」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

弊社では、リスク管理制度の総合的な見直しについて、その要綱を本年1月23日に公表し、2月22日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、5件（清算参加者（清算参加者の決済業務担当者含む。）5件）のコメントが寄せられました。本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する弊社の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する弊社の考え方
【派生商品の清算基金の計算方法の見直し】	
<ul style="list-style-type: none"> 派生商品の清算基金の計算方法の見直しについて、日本における証券会社のコストが増大し、海外拠点と比較してコストパフォーマンスが低下し、日本の重要性及び競争力が低下する。また、多額の清算基金の負担により新たな市場参加者の参入を阻む要因にもなりかねない。さらに、必要以上と思われる金額を預託することにより日本の市場の信頼性が増加することはなく、逆に無意味な投資を強いることで信頼性の低下も見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 過度なコスト負担は当然回避すべきですが、コスト負担を回避しようとするあまり脆弱な決済履行保証制度となつては、かえって競争力が損なわれると考えられます。また、各社の清算基金が十分でない場合、全社を対象とした相互保証でカバーすることとなり、そのコストとリスクが増大することとなります。 現在の値洗差金の授受及び取引証拠金の預託に係る時限を踏まえたりリスクをカバーするためには、見直し後の計算方法によることが必要と考えられ、これにより信頼性がより向上するものと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 派生商品の清算基金の計算方法の見直しについて、現行清算基金制度に於いても自己分・委託分合算して清算基金所要額を決めており、さらに取引証拠金に対して、値洗い差金と同様の計算に基づいた金額を清算基金所要額に含めることは、取引参加者にさらなる負担を強いることになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引証拠金については、値洗差金と同様、自己分・委託分にかかわらず預託されない場合のリスクが存在することから、同様の計算方法によることが必要と考えます。
【代用有価証券の評価方法の見直し】	
<ul style="list-style-type: none"> 債券の代用有価証券に関する残存年数に応じた掛目への変更について、対応には大規模なシステム変更が必要となる。来年初めには、 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘等を踏まえ、代用有価証券の評価方法の見直し時期について準備期間を設けることとし、実施時期の目処を平成 21（2009）年 4 月とし

コメントの概要	コメントに対する弊社の考え方
<p>株券電子化を控えている為、今年中にこの度の制度変更に対応することは、弊社のみならず、他証券会社でも困難であると予想される。また、証券会社だけでなく、決済金額を毎日照合している関係上、信託銀行や投信・投資顧問内でも、システム変更が必要とされる。制度変更時期に関しては明記されていないが、もし今年中に掛目変更が実施される場合は、金融商品取引業者全体的に見て、対応困難と思われる。一定の猶予期間が必要であり、考慮いただきたい。</p>	<p>ます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 債券の代用有価証券に関する残存年数に応じた掛目への変更等について、日本証券クリアリング機構のみで掛目変更を実施する場合、大阪証券取引所・東京金融取引所で上場している商品と区別し、別途対応する必要がある。金融商品取引業界の希望として、各取引所ともに足並みを揃え、制度変更時には、金融商品取引所全体としての変更としていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代用有価証券の評価方法の見直しについては、御指摘の点も踏まえ、大阪証券取引所・東京金融取引所に対しその内容を説明し、参加者から足並みを揃えて欲しいとの要望が出ている旨を伝えたくて、検討を依頼しています。
<p>【ポジションの管理に関する対応】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ポジションの管理に関する対応としての「リスクに係る報告の徴求」について、外資系証券会社においてはその施策上、日本子会社での純資産額は著しく抑えられており、当該ポジション管理方法が実施されると、リスクに係る報告の徴求がたびたび起こることが予想され、その事務処理にかかる負担は多大となる。 ・ また増担保等措置がとられた場合の資金調達コストを考えると、当該改定には反対せざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポジション保有状況の報告については、過大なポジションであるかを判断するためには不可欠であり、不必要な増担保等措置を回避するためにも必要と考えます。 ・ 増担保等措置については、単純に純資産額に比べリスク相当額の割合が大きい場合であっても、リスク管理が適切に行われていれば適用されず、リスク管理が適切ではなくまさに過大なポジションと判断される場合にのみ適用されるものであり、そうした仕組みはリスク管理上不可欠であると考えます。

以上